

## 国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例

国民健康保険条例参考例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「平成十八年厚生労働省告示第九十二号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に、「注7」を「注8」に改める。

第十一条第一項中「第七十二条の四」を「第七十二条の五」に改める。

第十四条の三第一号中「保健事業に要する費用の額」の下に、「法第八十一条の二第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の二分の一に相当する額」を加え、同条第二号中「第七十二条の四」を「第七十二条の五」に、「その他」を「法第八十一条の二第一項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とし、附則第四条を附則第三条とする。

## 附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。